

株 主 各 位

新潟県新潟市南区北田中780番地6

ダイニチ工業株式会社

代表取締役
社 長 吉 井 久 夫

第54回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第54回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年6月26日（月曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年6月27日（火曜日）午前10時
(開場時間午前9時)
2. 場 所 新潟県新潟市南区北田中780番地6 本社会議室
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目 的 事 項
報 告 事 項 第54期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）事業
報告及び計算書類の内容報告の件
決 議 事 項
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件
第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
第6号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- 本招集ご通知において提供すべき書類のうち、「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.dainichi-net.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知提供画面には記載しておりません。したがって、本招集ご通知提供画面に記載しております計算書類は、会計監査人及び監査等委員会が会計監査報告書及び監査報告書の作成に際して監査した計算書類の一部であります。
- 株主総会参考書類ならびに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.dainichi-net.co.jp/>）に掲載させていただきます。

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、安定した経営基盤の確立を目指すとともに、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題の一つと位置付けております。中長期的な株主利益の観点から、継続的な安定配当を基本としておりますが、利益水準や配当性向も考慮してまいります。

また、内部留保資金につきましては、研究開発、製造設備及び新規分野等に投資を行い、株主価値の向上を目指した株主還元を行う方針であります。

このような考えのもと、期末配当につきましては以下のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金22円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は389,036,076円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
平成29年6月28日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

法令に定める監査等委員である取締役の員数が欠けた場合に備えるため、補欠の監査等委員である取締役の選任の効力を2年とする旨の規定を新設するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第4章 取締役および取締役会 第20条（選任方法） (新設)	第4章 取締役および取締役会 第20条（選任方法） <u>4 補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（9名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役9名の選任をお願いするものであります。

取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社の株式数
1	吉 井 久 夫 (昭和22年1月15日生)	昭和48年 1 月 当社入社 昭和58年 3 月 当社取締役 昭和62年 2 月 当社常務取締役 平成 4 年 2 月 当社専務取締役 平成10年10月 当社代表取締役専務 平成11年 6 月 当社代表取締役社長（現在 に至る） 平成27年 6 月 （一財）佐々木環境技術振 興財団 代表理事（現在に 至る）	570,600株
		(取締役候補者とした理由) 同氏は、入社以来、開発、調達、営業部門に携わり、各部門の責任者を歴任し、当社 における豊富な業務経験と経営全般の見識を有しているため、経営の視点より意思決 定に参画し、監督できるとの判断により、取締役候補者としております。	
2	酒 井 春 男 (昭和28年4月12日生)	昭和53年 4 月 当社入社 平成11年 6 月 当社総務部長（現在に至 る） 平成13年 6 月 当社取締役 平成25年 6 月 当社常務取締役（現在に至 る）	64,900株
		(取締役候補者とした理由) 同氏は、総務部門の責任者を務めており、当社における生産、調達、情報システム、 物流部門に携わり、各部門の責任者を歴任し豊富な業務経験と見識を有しているた め、経営の視点より意思決定に参画し、監督できるとの判断により、取締役候補者と しております。	

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 の 株 式 数
3	はな の てつ ゆき 花 野 哲 行 (昭和30年4月7日生)	昭和54年 4 月 当社入社 平成11年 6 月 当社生産部長（現在に至る） 平成13年 6 月 当社取締役 平成25年 6 月 当社常務取締役（現在に至る）	57,400株
	(取締役候補者とした理由) 同氏は、生産部門の責任者を務めており、当社における調達、品質管理部門に携わり、各部門の責任者を歴任し豊富な業務経験と見識を有しているため、経営の視点より意思決定に参画し、監督できるとの判断により、取締役候補者としております。		
4	た むら まさ ひろ 田 村 正 裕 (昭和33年9月9日生)	昭和57年 4 月 当社入社 平成12年 4 月 当社東京営業所長 平成13年 6 月 当社取締役 平成14年 4 月 当社営業部長（現在に至る） 平成25年 6 月 当社常務取締役（現在に至る）	22,700株
	(取締役候補者とした理由) 同氏は、営業部門の責任者を務めており、当社における豊富な業務経験と営業業務全般に関する見識を有しているため、経営の視点より意思決定に参画し、監督できるとの判断により、取締役候補者としております。		
5	わた なべ よし ゆき 渡 辺 美 幸 (昭和33年7月17日生)	昭和56年 4 月 当社入社 平成16年 1 月 当社開発部長 平成16年 6 月 当社取締役（現在に至る） 平成23年 6 月 当社渉外担当 平成26年 3 月 当社監査室長（現在に至る）	21,100株
	(取締役候補者とした理由) 同氏は、監査部門の責任者を務めており、当社における開発部門の責任者など豊富な業務経験と見識を有しているため、経営の視点より意思決定に参画し、監督できるとの判断により、取締役候補者としております。		

候補者 番 号	ふ 氏 り が な (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 の 株 式 数
6	え はら ひろ ゆき 往 原 裕 行 (昭和32年4月17日生)	昭和61年10月 当社入社 平成18年11月 当社特殊機器開発部長 平成19年 6 月 当社取締役（現在に至る） 平成26年11月 当社開発部長（現在に至る）	13,200株
		(取締役候補者とした理由) 同氏は、開発部門の責任者を務めており、当社における新商品開発の責任者など豊富な業務経験と見識を有しているため、経営の視点より意思決定に参画し、監督できるとの判断により、取締役候補者としております。	
7	こ ばやし まさ し 志 (昭和31年4月15日生)	昭和54年 4 月 当社入社 平成21年 2 月 当社機工部長（現在に至る） 平成21年 6 月 当社取締役（現在に至る）	56,600株
		(取締役候補者とした理由) 同氏は、金型部門の責任者を務めており、当社における開発部門に携わり、豊富な業務経験と見識を有しているため、経営の視点より意思決定に参画し、監督できるとの判断により、取締役候補者としております。	
8	はら しん や 原 信 也 (昭和34年12月18日生)	昭和57年 4 月 当社入社 平成15年 3 月 当社経理部長（現在に至る） 平成15年 6 月 当社取締役（現在に至る）	24,100株
		(取締役候補者とした理由) 同氏は、経理部門の責任者を務めており、当社における豊富な業務経験と財務・経理全般に関する見識を有しているため、経営の視点より意思決定に参画し、監督できるとの判断により、取締役候補者としております。	
9	※ よし い ゆい 吉 井 唯 (昭和51年4月3日生)	平成26年 4 月 当社入社 平成26年 4 月 当社特殊機器開発部 平成26年11月 当社開発部 平成27年 4 月 当社経営企画部長（現在に至る）	378,534株
		(取締役候補者とした理由) 同氏は、大手メーカーにおいて技術系や営業系の幅広い業務に携わった後に当社に入社し、現在経営企画部門の責任者を務めており、これらの豊富な経験と見識を有しているため、経営の視点より意思決定に参画し、監督できるとの判断により、取締役候補者としております。	

- (注) 1. ※印の候補者は新任の取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役（監査等委員。以下、本議案において同じ。）全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員の候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	ふ り が な 氏 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 の 株 式 数
1	まる やま みつ なか 丸 山 三 孝 (昭和28年3月6日生)	昭和52年 4 月 当社入社 平成 5 年 4 月 当社生産部長 平成 6 年 2 月 当社開発部長 平成 7 年 6 月 当社取締役 平成15年 3 月 当社渉外担当 平成17年 1 月 当社監査室長 平成18年 6 月 当社監査役 平成27年 6 月 当社取締役〔常勤監査等委員〕（現在に至る）	57,220株
(監査等委員候補者とした理由) 同氏は、生産部門、開発部門や業界活動を経験し、当社の様々な部門と監査業務に精通しており、これまでの豊富な経験と幅広い見識を活かすことにより、当社の監査機能や取締役会における意思決定・監督機能の実効性を期待できると判断し、監査等委員である取締役候補者としております。			
2	た なか かつ お 田 中 勝 雄 (昭和24年1月8日生)	昭和47年 4 月 帝国臓器製薬(株)入社 昭和55年 3 月 田中税務経理事務所入所 平成 3 年 4 月 税理士登録 平成13年 4 月 田中税務経理事務所所長 （現在に至る） 平成17年 6 月 当社監査役 平成27年 6 月 当社取締役〔監査等委員〕 （現在に至る）	一株
(監査等委員候補者とした理由) 同氏は、税理士として会計財務に精通しており、その専門知識と経験を活かし、当社の業務執行の監督、経営の重要な意思決定に関わっていただきたいため、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。			

候補者 番 号	ふ り が な 氏 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 の 株 式 数
3	みや じま みち あき 宮 島 道 明 (昭和25年2月25日生)	昭和55年12月 監査法人太田哲三事務所 (現 新日本有限責任監査 法人) 入所 昭和58年 8 月 公認会計士登録 平成11年 5 月 太田昭和監査法人(現 新 日本有限責任監査法人) 代 表社員 平成22年 9 月 宮島道明公認会計士事務所 開設(現在に至る) 平成23年 6 月 日本精機㈱監査役(現在に 至る) 平成27年 6 月 当社取締役【監査等委員】 (現在に至る) 平成28年 3 月 ㈱福田組監査役(現在に至 る)	1,500株
(監査等委員候補者とした理由) 同氏は、過去に直接会社経営に関与された経験はありませんが、公認会計士として培 われた専門的な知識・経験等を活かし、当社の業務執行の監督、経営の重要な意思決 定に関わっていただきたいため、社外取締役として選任をお願いするものでありま す。また、同氏は、過去に直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記理由 により、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行することができるも のと判断しております。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 田中勝雄氏及び宮島道明氏は、社外取締役候補者であります。
3. 田中勝雄氏及び宮島道明氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役であります
 が、両氏の在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。なお、田中勝雄氏
 は、過去に当社の業務執行者ではない役員(監査役)であったことがあります。
4. 当社は、田中勝雄氏及び宮島道明氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、
 同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づ
 く損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としており
 ます。なお、両氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は、田中勝雄氏及び宮島道明氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として
 指定し、同取引所に届け出ております。なお、両氏の再任が承認された場合には、引
 き続き独立役員とする予定であります。

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役（監査等委員。以下、本議案において同じ。）の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員1名の選任をお願いするものであります。

本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員の候補者である渡辺美幸氏は、第4号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が承認可決された場合に監査等委員となる丸山三孝氏の補欠としての候補者であります。

なお、この補欠の監査等委員の選任が効力を有する期間は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までであります。監査等委員就任前に限り、監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

補欠の監査等委員の候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
渡 辺 美 幸 (昭和33年7月17日生)	昭和56年4月 当社入社 平成16年1月 当社開発部長 平成16年6月 当社取締役（現在に至る） 平成23年6月 当社渉外担当 平成26年3月 当社監査室長（現在に至る）	21,100株
(補欠の監査等委員候補者とした理由) 同氏は、開発部門や業界活動を経験し、当社の様々な部門と監査業務に精通しており、これまでの豊富な経験と幅広い見識を活かすことにより、当社の監査機能や取締役会における意思決定・監督機能の実効性を期待できると判断し、補欠の監査等委員である取締役候補者としております。		

(注) 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

第6号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件

取締役佐藤芳明氏は、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、在任中の功労に報いるため、当社の定める「役員退職慰労金支給内規」に基づき、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することといたしたく存じます。

なお、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

退任取締役の略歴は、次のとおりであります。

氏名	略歴
佐藤芳明	平成15年10月 当社取締役（現任）

以上

(提供書面)

事業報告

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及びその成果

当事業年度（平成28年4月1日～平成29年3月31日）におけるわが国経済は、政府による経済政策や日銀の金融緩和を背景に一部に改善の遅れがみられるものの、企業収益や雇用情勢は緩やかな回復基調で推移いたしました。

しかしながら、アメリカの金融政策正常化や政策の動向による影響、中国をはじめとするアジア新興国や資源国経済の先行き、英国のEU離脱問題に伴う影響など、景気の先行きについては依然として不透明な状況が続いております。

当社の主力分野であります石油暖房機器業界におきましては、石油輸出国機構（OPEC）とロシアなどの非加盟産油国による減産合意を受けて原油先物価格が上昇する一方で、昨年度発生したエルニーニョ現象による記録的な暖冬に対する反動増の影響があり、市場規模は前年に比べて拡大いたしました。

こうしたなかにあって当社は、市場や住環境の変化に対応した商品開発に取り組んでまいりました。

以上の結果、当事業年度における業績は、売上高は182億46百万円（前期比5.6%増）、営業利益は7億44百万円（同99.8%増）、経常利益は8億18百万円（同77.5%増）、当期純利益は4億60百万円（同122.0%増）となりました。

以下、主要品目別売上高は次のとおりであります。

〔暖房機器〕

暖房機器におきましては、日本国内の自社工場での生産による迅速な商品供給力と、安心して商品をお使いいただくための品質保証体制がお客様に評価され、業界内で確たる地位を築いております。

主力商品であります石油暖房機器におきましては、最上位機種のS D Rタイプに除菌ステンレスフィルターを搭載して付加価値を高めた新商品を発売いたしました。この他、お客様の要望に即した商品開発を行い、全9タイプ30機種の商品を発売し、売上は前年実績を上回りました。

また、電気暖房機器におきましては、静音性能を高めたセラミックファンヒーター2機種を新発売し、認知度向上のためのプロモーション活動などの販売活動に努めた結果、売上は前年実績を上回りました。

この結果、暖房機器の売上高は149億4百万円（前期比5.3%増）となりました。

〔環境機器〕

加湿器におきましては、運転音の静かさ、日本国内生産とそれに伴うアフターサービス体制をお客様に評価されて、平成15年に生産を開始してから累計生産台数は200万台を超えました。当事業年度においては3シリーズ16機種を発売した他、インフルエンザの流行が例年よりも早かったことによる需要の前倒しに対応した生産体制をとったことにより、売上は前年実績を上回りました。

この結果、環境機器の売上高は24億90百万円（前期比8.0%増）となりました。

〔その他〕

その他におきましては、加湿器のフィルター販売が堅調だったことにより、売上高は8億52百万円（前期比4.5%増）となりました。

② 設備投資の状況

当事業年度は、新製品ののための生産設備の充実を中心に、総額1億62百万円の設備投資を行いました。主なものは、「金型」及び「機械装置」の取得によるものであります。

③ 資金調達の状況

当事業年度の資金調達について、その所要資金は全額自己資金によりまかないました。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

区分	第51期 (平成26年 3月期)	第52期 (平成27年 3月期)	第53期 (平成28年 3月期)	第54期(当事業年度) (平成29年 3月期)
売上高	18,973	17,587	17,280	18,246
経常利益	369	449	461	818
当期純利益	465	288	207	460
1株当たり 当期純利益	円 26.35	円 16.29	円 11.74	円 26.06
総資産	28,929	29,016	27,724	28,930
純資産	24,535	24,588	24,344	24,545
1株当たり 純資産額	円 1,387.43	円 1,390.48	円 1,376.67	円 1,388.03

(注) 1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額は、期末発行済株式の総数から自己株式を控除して算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当する事項はありません。

② 重要な子会社の状況

該当する事項はありません。

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当する事項はありません。

(4) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、雇用・所得環境の改善が続くなかで、各種政策の効果もあって、景気は緩やかな回復に向かうことが期待されます。また、海外経済の不確実性や金融資本市場の変動の影響に留意する必要があります。

このような環境のもとで当社といたしましては、お客様から信頼され支持されることを全ての活動の基本とし、品質と製品安全の確保を重視し重大製品事故を未然に防止する体制を継続することに努め、多様化するニーズに即した商品を提供してまいります。また、社内の合理化を進め経営体質改善の取り組みを継続してまいります。

今後とも役職員一同、業績向上に向け努力してまいりますので、株主の皆様におかれましては、何とぞ引き続き一層のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容（平成29年3月31日現在）

当社は次の製品の製造、販売を行っております。

区 分	主 要 製 品
暖 房 機 器	石 油 暖 房 機 器
環 境 機 器	加 湿 器
そ の 他	部 品（サービスパーツ） コ ー ヒ ー メ ー カ ー 他

(6) 主要な営業所及び工場（平成29年3月31日現在）

本社・北部工場	新潟県新潟市南区北田中780番地6
中之口工場	新潟県新潟市西蒲区
営業所	
関東営業所	東京都千代田区
関西営業所	大阪府吹田市
東北営業所	宮城県仙台市若林区
新潟営業所	新潟県新潟市南区
九州営業所	福岡県福岡市博多区

(7) 使用人の状況（平成29年3月31日現在）

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
506名	2名減	38.8歳	16.6年

（注）使用人数には臨時従業員、パートタイマーは含まれておりません。

(8) 主要な借入先の状況（平成29年3月31日現在）

該当する事項はありません。

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当する事項はありません。

2. 株式の状況（平成29年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 54,767,100株
(2) 発行済株式の総数 19,058,587株
(3) 株主数 4,008名
(4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 ビ ー ・ エ ッ チ	1,841,200株	10.41%
一 般 財 団 法 人 佐 々 木 環 境 技 術 振 興 財 団	1,440,000	8.14
株 式 会 社 ダ イ ニ チ ビ ル	1,361,700	7.70
ダ イ ニ チ 工 業 従 業 員 持 株 会	1,038,600	5.87
株 式 会 社 第 四 銀 行	850,000	4.81
吉 井 久 夫	570,600	3.23
吉 井 久 美 子	556,900	3.15
日 本 ト ラ ス ティ ・ サ ー ビ ス 信 託 銀 行 株 式 会 社 （ 信 託 口 ）	492,600	2.79
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社 （ 信 託 口 ）	392,200	2.22
渥 美 る み 子	391,800	2.22

（注）当社は自己株式を1,375,129株保有しておりますが、上記の大株主からは除外しております。なお、持株比率は発行済株式の総数から自己株式を除いて計算しております。

3. 新株予約権等の現況

該当する事項はありません。

4. 会社役員の状況

(1) 取締役の状況（平成29年3月31日現在）

会 社 の 地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	吉 井 久 夫	一般財団法人佐々木環境技術振興財団 代表理事
常 務 取 締 役	酒 井 春 男	総務部長
常 務 取 締 役	花 野 哲 行	生産部長
常 務 取 締 役	田 村 正 裕	営業部長
取 締 役	佐 藤 芳 明	社長付
取 締 役	渡 辺 美 幸	監査室長
取 締 役	荏 原 裕 行	開発部長
取 締 役	小 林 正 志	機工部長
取 締 役	原 信 也	経理部長
取 締 役 (常勤監査等委員)	丸 山 三 孝	
取 締 役 (監査等委員)	田 中 勝 雄	田中税務経理事務所 所長
取 締 役 (監査等委員)	宮 島 道 明	公認会計士 日本精機株式会社 監査役 株式会社福田組 監査役

- (注) 1. 取締役（監査等委員）田中勝雄氏及び宮島道明氏は社外取締役であります。
2. 取締役（監査等委員）田中勝雄氏及び宮島道明氏は、以下のとおり財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ・田中勝雄氏は、税理士の資格を有しております。
 - ・宮島道明氏は、公認会計士の資格を有しております。
3. 当社では、常勤者を置くことにより常勤者の有する高度な情報収集力に基づく質の高い情報収集が可能となること、内部統制システムの活用や、会計監査人及び内部統制部門等との連携においても常勤の監査等委員の役割・活動が重要であることから、丸山三孝氏を常勤の監査等委員として選定しております。
4. 当社は、取締役（監査等委員）田中勝雄氏及び宮島道明氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は取締役（監査等委員）田中勝雄氏及び宮島道明氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(3) 取締役の報酬等

① 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	員 数	報 酬 等 の 額
取締役（監査等委員を除く）	9名	172百万円
取 締 役（ 監 査 等 委 員 ） （ うち 社 外 取 締 役 ）	3 (2)	20 (3)
合 計	12	192

- (注) 1. 取締役（監査等委員を除く）の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、平成27年6月25日開催の第52回定時株主総会において年額2億40百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
3. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、平成27年6月25日開催の第52回定時株主総会において年額60百万円以内と決議いただいております。
4. 上記の報酬等の額には、当事業年度中に役員退職慰労引当金として費用処理した280万円を含んでおります。

② 報酬等の内容の決定に関する方針

役員の報酬につきましては、予め株主総会で決議された報酬額の限度内で、世間水準及び経営内容、従業員給与とのバランスを考慮し、事前に社外取締役の助言を得たうえで、取締役（監査等委員である取締役を除く。）については取締役会の決議により、監査等委員である取締役については監査等委員である取締役の協議により決定しております。

また、役員退職慰労金につきましては、支給することが株主総会で決議された後に、内規に従って算定した金額、支給方法等を、退任取締役（監査等委員である取締役を除く。）については取締役会で、退任する監査等委員である取締役については監査等委員である取締役の協議により決定いたします。

(4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等との重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役（監査等委員）田中勝雄氏は、田中税務経理事務所の所長を兼務しております。なお、当社は田中税務経理事務所との間には特別な関係はありません。
- ・取締役（監査等委員）宮島道明氏は公認会計士であり、日本精機株式会社の社外監査役、株式会社福田組の社外監査役であります。なお、当社は兼職先との間には特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	取締役会 出席回数	監査等委員会 出席回数	活動状況
社外取締役 (監査等委員)	田中勝雄	13回／13回	13回／13回	主に豊富な経理業務経験から、適宜必要な発言を行っております。
	宮島道明	12回／13回	12回／13回	主に豊富な経理業務経験から、適宜必要な発言を行っております。

(注) 上記の取締役会の開催回数の他、会社法第370条及び当社定款第25条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が7回ありました。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

区 分	金 額
公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項の業務に係る報酬等の額	23百万円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	23百万円

- (注) 1. 監査等委員会は、監査項目別監査時間及び監査報酬の推移ならびに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査時間及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項の業務に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員の全員の同意に基づき監査等委員会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(4) 会計監査人が受けた過去2年間の業務停止の処分に係る事項

当社の会計監査人である新日本有限責任監査法人は、平成27年12月22日、金融庁から、契約の新規の締結に関する業務の停止3ヶ月（平成28年1月1日から同年3月31日まで）の処分を受けました。同監査法人は、平成28年1月29日に金融庁に業務改善計画を提出し、監査品質の向上と課題の抜本的解決のため、ガバナンス機能の強化、組織体制の変更、組織風土の改革、人事制度の改革、及び監査現場の改革等の施策を実施していること、当社に対する監査業務は適正かつ厳格に遂行されていることを評価し、今後も同監査法人による継続的な監査を行うことが最善との判断に至っております。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

① 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

監査等委員会が必要とした場合、監査等委員会の職務を補助する使用人を置くものとする。

② 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の当社の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項ならびに監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会の職務を補助すべき使用人は業務執行に係る役職を兼務せず、任命、人事異動、人事考課については事前に監査等委員会に意見を求めることとする。

③ 取締役及び使用人等から監査等委員会への報告に関する体制

常勤の監査等委員は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会、経営会議等の主要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役（監査等委員である取締役を除く。）または使用人にその説明を求めることとする。

また、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見した場合や、内部公益通報者保護規程に定める通報のうち重大と判断されるものがあつた場合は、遅滞なく監査等委員会に報告することとする。

④ 監査等委員会への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

監査等委員会規程及び内部公益通報者保護規程に基づき会社執行部門と協力し、不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制を作る。

⑤ 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用または債務については、監査等委員の請求に基づきすべて処理するものとする。

⑥ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会は、会計監査人、監査室と密接に連携して、監査の結果や指摘事項について協議及び意見交換を行うこととする。

- ⑦ 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

法令及び定款に適合することを確保するために、企業倫理指針を制定し取締役及び従業員はこれを遵守することとする。

取締役の職務の執行状況については、取締役会は取締役会規程等に基づいて監督し、監査等委員会は監査等委員会監査等基準に基づいて、法令及び定款に適合することを監査することとする。また、常勤の監査等委員は経営会議等の主要な会議に出席し、法令及び定款に適合することをチェックする。

監査室は内部監査規程に基づいて社内各部署の業務が適正かつ有効に行われているか監査することとする。法令違反行為の事実もしくは疑いを発見した場合には、内部公益通報者保護規程に基づきその運用を行うこととする。

- ⑧ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報や文書については、法令や文書取扱規程等の社内規程に基づき保存及び管理し、また、監査室、監査等委員会、会計監査人の要求があった場合には、保管担当取締役は速やかに提出することとする。

- ⑨ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

社長、業務担当取締役及び常勤の監査等委員で構成する「経営会議」を、リスク認識・対策検討を専管する組織として毎月1回開催し、その下部組織として「品質保証委員会」「環境管理委員会」「安全衛生委員会」を設置し、リスク管理活動を推進する。また、各部門の業務に関わるリスクについては、それぞれの部門において必要に応じ、マニュアルやガイドラインの作成、研修等を行いリスク管理をすることとする。

監査等委員会及び監査室は、職務権限規程等の社内規程に基づく各部門の自律的な管理状況を監査し、その結果を社長に報告することとする。

- ⑩ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会を毎月1回以上開催し、法令で定められた事項ならびに経営の重要事項について審議決定し、迅速な意思決定と効率的な業務執行を行うこととする。

業務の運営に関する実務的な協議の場として経営会議を毎月開催し、情報交換及び職務執行の効率化に努めることとする。また、IT技術を活用し、職務の執行を効率的に行えるようなシステムを構築し、経営環境の変化に迅速に対応できるように努めることとする。

- ⑪ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社には関連する企業集団はありません。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、当事業年度(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)において内部統制システム構築の基本方針に基づき以下の具体的な取り組みを行っております。

- ① 主な会議の開催状況として、取締役会は13回開催され、取締役の職務執行の適正性及び効率性を高めるために、当社と利害関係を有しない社外取締役2名のうち12回に両名が出席し、1回に1名出席いたしました。その他、監査等委員会は13回開催されました。経営会議は11回開催され常勤監査等委員は全て出席いたしました。
- ② 監査等委員会は監査等委員会監査等基準に基づいて監査を行うとともに、当社代表取締役社長及び他の取締役、監査室、会計監査人との間で意見交換会を実施し、情報交換等の連携を図っております。
- ③ 監査室は、内部監査年間計画に基づき、当社の各部門の業務執行の監査、全社的な内部統制及び決算・財務報告プロセスに係る内部統制評価、ＩＴに係る全般統制評価を実施いたしました。

貸 借 対 照 表

(平成29年 3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 産	21,765,426	流 動 負 債	3,371,038
現 金 及 び 預 金	14,859,756	買 掛 金	1,002,928
受 取 手 形	939,067	未 払 金	456,940
売 掛 金	912,792	未 払 費 用	284,530
有 価 証 券	11,887	未 払 法 人 税 等	191,488
製 品	3,917,667	前 受 金	38,347
仕 掛 品	147,254	預 り 金	986,312
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	716,504	賞 与 引 当 金	249,690
前 払 費 用	38,057	製 品 保 証 引 当 金	160,800
繰 延 税 金 資 産	211,781	固 定 負 債	1,014,677
そ の 他	11,656	繰 延 税 金 負 債	109,826
貸 倒 引 当 金	△1,000	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	102,230
固 定 資 産	7,165,398	退 職 給 付 引 当 金	379,424
有 形 固 定 資 産	5,735,482	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	423,196
建 物	2,203,347	負 債 合 計	4,385,715
構 築 物	33,029	(純資産の部)	
機 械 及 び 装 置	1,079,551	株 主 資 本	24,125,503
車 両 運 搬 具	9,875	資 本 金	4,058,813
工 具 器 具 備 品	213,117	資 本 剰 余 金	4,526,572
土 地	2,087,425	資 本 準 備 金	4,526,572
建 設 仮 勘 定	109,135	利 益 剰 余 金	16,530,020
無 形 固 定 資 産	27,811	利 益 準 備 金	231,500
ソ フ ト ウ ェ ア	24,674	そ の 他 利 益 剰 余 金	16,298,520
そ の 他	3,136	特 別 償 却 準 備 金	164,706
投資その他の資産	1,402,103	固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	89,884
投 資 有 価 証 券	1,366,238	別 途 積 立 金	12,260,000
そ の 他	36,445	繰 越 利 益 剰 余 金	3,783,929
貸 倒 引 当 金	△579	自 己 株 式	△989,902
資 産 合 計	28,930,824	評 価 ・ 換 算 差 額 等	419,605
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	486,593
		土 地 再 評 価 差 額 金	△66,988
		純 資 産 合 計	24,545,108
		負 債 純 資 産 合 計	28,930,824

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(平成28年 4 月 1 日から)
(平成29年 3 月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	18,246,454
売 上 原 価	13,328,257
売 上 総 利 益	4,918,196
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	4,173,849
営 業 利 益	744,347
営 業 外 収 益	172,846
営 業 外 費 用	98,274
経 常 利 益	818,919
特 別 損 失	
固 定 資 産 除 却 損	1,596
訴 訟 和 解 金	50,000
そ の 他	714
税 引 前 当 期 純 利 益	766,608
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	141,100
法 人 税 等 調 整 額	164,668
当 期 純 利 益	460,840

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成28年 4 月 1 日から)
(平成29年 3 月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本									
	資本金	資本剰余金	利 益 剰 余 金						自己株式	株主資本 合 計
		資本準備金	利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金			繰越利益 剰 余 金			
				特 別 償 却 備 金	固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	別 積 立 金	途 金			
当 期 首 残 高	4,058,813	4,526,572	231,500	197,357	56,346	12,260,000	3,713,012	△989,882	24,053,720	
当 期 変 動 額										
特別償却準備金の取崩				△32,651			32,651		-	
固定資産圧縮積立金の積立					33,537		△33,537		-	
剰 余 金 の 配 当							△389,036		△389,036	
当 期 純 利 益							460,840		460,840	
自 己 株 式 の 取 得								△20	△20	
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）										
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	△32,651	33,537	-	70,916	△20	71,782	
当 期 末 残 高	4,058,813	4,526,572	231,500	164,706	89,884	12,260,000	3,783,929	△989,902	24,125,503	

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土 地 再 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	357,582	△66,988	290,594	24,344,314
当 期 変 動 額				
特別償却準備金の取崩				－
固定資産圧縮積立金の積立				－
剰 余 金 の 配 当				△389,036
当 期 純 利 益				460,840
自 己 株 式 の 取 得				△20
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）	129,011	－	129,011	129,011
当 期 変 動 額 合 計	129,011	－	129,011	200,794
当 期 末 残 高	486,593	△66,988	419,605	24,545,108

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年5月16日

ダイニチ工業株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 野 本 直 樹 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 清 水 栄 一 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ダイニチ工業株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第54期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第54期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容ならびに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。

また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年5月17日

ダイニチ工業株式会社 監査等委員会

取締役 (常勤監査等委員)	丸	山	三	孝	㊟
取締役 (監査等委員)	田	中	勝	雄	㊟
取締役 (監査等委員)	宮	島	道	明	㊟

(注) 監査等委員田中勝雄及び宮島道明は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

メモ

株主総会会場ご案内図

会場 新潟県新潟市南区北田中780番地 6
 本社会議室
 電話 (025) 362-1101(代)



交通

ＪＲ新潟駅より	長岡方面へ車で約30分
上越新幹線燕三条駅より	新潟方面へ車で約40分
黒埼インターより	長岡方面へ車で約20分